

傍 聴 要 領

福祉サービス第三者評価認証等委員会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付で氏名及び住所を記入し、委員会の委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員会の委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

会議の公開、非公開及び傍聴を認める定員について

福祉サービス第三者評価認証等委員会

1 会議の公開

会議は公開とする。ただし、必要に応じて、委員会の決定により、部分的に
あるいは会議を特定して非公開とすることができる。

2 定員

傍聴の定員は10名とする。ただし、必要に応じて、委員会の決定により、
増員することができる。